

背景・概要

～令和7年度から補助率が定額(100%)となる要件を緩和しました～

別紙1

介護者なき後の生活の場としては、グループホーム等が考えられるところ、重度後遺障害者を受け入れられる場の絶対数は少なく、さらに介護職員は人手不足が深刻な状況です。

そのため、自動車事故被害者の介護者なき後の受け皿を整備するため、グループホーム等の新設を支援するとともに、介護職員の厳しい人手不足の状況を踏まえ、介護人材確保や介護器具導入に係る経費を支援。

新設・増設年度

開設準備段階や開設後における人材雇用、介護器具の導入、求人広告等の経費を支援

補助対象事業者

・障害者支援施設 ・グループホーム

※新設・増設初年度に限る。

※補助対象年度中に自動車事故により重度の後遺障害を負った者を受け入れていること 等

補助内容

新設・増設の際に必要な初年度経費の一部

- ① 介護職員の人材雇用に係る経費
- ② 介護器具等の導入に係る経費
- ③ 求人情報の発信等に係る経費
- ④ 研修等経費

補助率

1/2(入居予定者のうち自動車事故被害者の割合が8%以上)の場合は100%

上限額

1,500万円

自己資金

本補助金
(国交省)

社会福祉施設整備補助金
(厚労省)

備品購入費、人件費、求人広告費等

本体工事費等

開設次年度以降

対前年比での賃金改善、介護器具の導入、求人広告等の経費を支援

補助対象事業者

・障害者支援施設 ・グループホーム

※補助対象年度中に自動車事故により重度の後遺障害を負った者を受け入れていること 等

補助内容

自動車事故被害者受入に必要な経費の一部

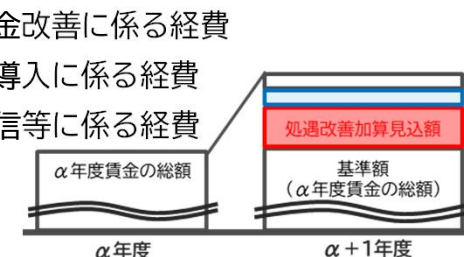
- ① 介護職員の賃金改善に係る経費
- ② 介護器具等の導入に係る経費
- ③ 求人情報の発信等に係る経費
- ④ 研修等経費

補助率

1/2(入居者のうち自動車事故被害者の割合が8%以上)の場合は100%

上限額

1,000万円

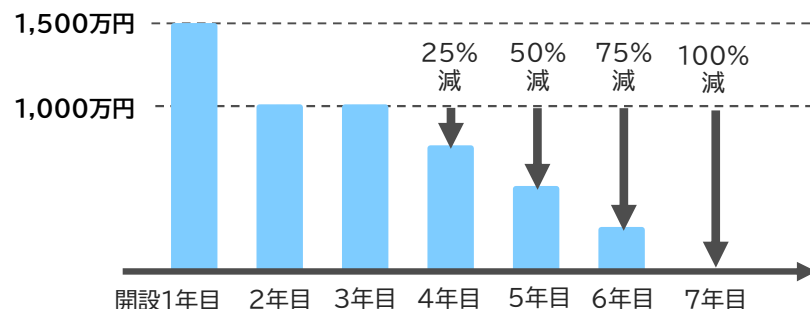


□ 自己負担(事業所)
□ 本補助(国土交通省)
□ 福祉・介護職員処遇改善加算(厚生労働省)

対α年度比で賃金改善を図った場合に障害福祉サービス等報酬との併給調整を図った上で、一定額を支援

補助上限額

開設時以後新たな事故被害者の受け入れがない場合



開設した年度が令和3年度以前で事故被害者の受け入れがある場合
(例: 令和7年度、令和10年度に新規受け入れた場合)

